

さくら市農業委員会総会議事録（平成29年10月定例総会）

1. 開催日時 平成29年10月25日（水）午後2時00分から午後4時07分

2. 開催場所 さくら市役所第2庁舎2階第1・2会議室

3. 出席委員（17人）

会長	9番	中山 隆
会長職務代理者	15番	齋藤 敏一
委員	1番	千野根友治
	3番	関 誠
	5番	七久保 勉
	6番	石原 功江
	7番	小林 義和
	8番	吉成 重男
	10番	小菅 和彦
	11番	見目 桂一
	12番	大塚 明美
	13番	小池 利一
	14番	石田多美子
	17番	小室 規雄
	18番	小林 功
	19番	舟本 幸美
	20番	小川 雅之

4. 欠席委員（2人）

2番	齋藤 克之	16番	古澤 一郎
----	-------	-----	-------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 1号 非農地証明願について
- 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請について（継続審議）
- 議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 5号 農地法第5条の規定による許可処分後の事業計画変更について
- 議案第 6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 7号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 8号 さくら市における農地等の利用の最適化の推進に関する意見書について
- 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	鈴木 秀幸
係長	和氣 貴子
主査	柴山 雅子
主事	八板 理

7. 会議の概要

事務局	鈴木	定刻になりました。出席委員17名、欠席委員は、2番齋藤克之委員、16番古澤一郎委員の2名であり、定足数に達しており総会は成立いたします。まず、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。
会長	中山	こんにちは。去る10月12・13日農地利用最適化推進委員会会議を開催し多数の参加していただき、また、農業委員も出席いただきありがとうございます。台風21号により各地で被害があり、まだ農作業が終わっていないところもあります。 また台風22号が発生したということで心配であります。今後麦の種まきもありますので、十分注意されて農作業を行っていただければと思います。今月も定例総会案件がたくさんありますので慎重審議をお願いします。 ただいまからさくら市農業委員会10月定例総会を開催いたします。

事務局	鈴木	それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、「会長が議長となり、議事を整理する。」とありますので、会長に議事の進行をお願いいたします。
議長	中山	それでは、会議に先立ちまして本日午前10時より書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。 第1調査会の委員長からお願いいたします。
19番	舟本	齋藤調査会委員長が欠席のため、19番舟本が報告します。本日午前10時より1名欠席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としましては議案第1号2件、議案第4号1件、議案第6号1件の合計4件であります。詳細につきましては、後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	中山	次に第2調査会委員長の報告を求めます。
18番	小林	本日午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第1号が3件、議案第2号が2件、議案第6号が6件の合計11件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	中山	次に第3調査会委員長の報告を求めます。
13番	小池	本日は午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第3号が1件、議案第6号が1件の合計2件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	中山	次に第4調査会委員長の報告を求めます。
14番	石田	本日午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第1号2件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長	中山	それでは議事に入る前に議事録署名人を指名いたします。 11番の見目桂一委員、12番大塚明美委員を指名いたします。 それでは議事に入ります。 議案第1号「非農地証明願について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	審議前に非農地証明書交付要領について説明する。 議案第1号番号1番について、朗読して説明する。 なお、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
11番	見目	案内図1-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。) ただいまの内容については事務局の説明とおりです。午前中、申請場所を確認しましたが問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第1号番号1番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第1号番号1番は原案とおり承認されました。 続きまして、議案第1号番号2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第1号番号2番について、朗読して説明する。 なお、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認

		められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
15番	齋藤	案内図1-2をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) ただいまの事務局の説明とおりです。午前中現地調査をしましたが問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第1号番号2番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第1号番号2番は、原案とおり承認されました。 続きまして議案第1号番号3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第1号番号3番について朗読して説明する。 なお、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。
議長	中山	担当委員の説明を願います。
10番	小菅	案内図1-3をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 申請内容は事務局の説明とおりです。特に問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。

		【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第 1 号番号 3 番について承認される方、挙手を願います。
		【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第 1 号番号 3 番は、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第 1 号番号 4 番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第 1 号番号 4 番について朗読して説明する。 なお、非農地交付要領の「人為的な転用行為が行われてから 20 年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。
議長	中山	担当委員の説明願います。
6 番	石原	案内図 1－4 をご覧ください。（申請地の場所を説明する。） ただいまの事務局の説明どおりです。ご審議のほどよろしくお願います。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第 1 号番号 4 番について承認される方、挙手を願います。
		【全員挙手】
議長	中山	全員挙手です。議案第 1 号番号 4 番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第 1 号番号 5 番について、事務局の説明を求めます。

事務局	柴山	議案第 1 号番号 5 番について朗読して説明する。 なお、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから 20 年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。
議長	中山	担当委員の説明願います。
18 番	小林	案内図 1－5 をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) ただいまの事務局説明とおりです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第 1 号番号 5 番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	中山	全員挙手です。議案第 1 号番号 5 番は原案とおり承認されました。 続きまして、議案第 1 号番号 6 番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第 1 号番号 6 番について朗読して説明する。 なお、非農地証明交付要領の「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。
議長	中山	担当委員の説明願います。
14 番	石田	案内図 1－6 をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) ただいまの事務局の説明とおりです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第 1 号番号 6 番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	中山	全員挙手です。議案第 1 号番号 6 番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第 1 号番号 7 番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第 1 号番号 7 番について朗読して説明する。 なお、非農地証明交付要領の「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。
議長	中山	担当委員の説明願います。
1 4 番	石田	申請地は、前の議案第 1 号番号 6 番で説明した場所の近くです。ただいま事務局が説明したとおりです。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第 1 号番号 7 番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	中山	全員挙手です。議案第 1 号番号 7 番は原案どおり承認されました。 次に、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請につい

		て」番号1番、事務局の説明を求めます。
事務局	八板	議案第2号番号1番について朗読して説明する。 なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 本案件は、〇〇〇〇氏が、農業者年金のうち、基本額年金の上乗せがある「経営移譲年金」を受給するために、経営移譲を行うものです。経営移譲とは、農業経営に供している自分名義の農地の所有権を後継者又は第3者に移転する、若しくは使用収益権を移転又は設定して、農業経営から引退することをいいます。このたびの譲渡人の経営移譲でございますが、自分名義の農地について使用収益権を後継者に設定し、又父親の〇〇〇〇氏から使用収益権を設定された農地について使用収益権を返還する内容となっています。なお、以前に〇〇〇〇氏も経営移譲を行っており、引き続き経営移譲年金を受給するため、本案件とあわせて、〇〇〇〇氏名義の農地について使用収益権を後継者に設定する案件も申請されております。
議長	中山	担当委員の説明願います。
3番	関	内容はただいまの事務局の説明どおりで、農業者年金を受給するために親から子に経営移譲するもので、何ら問題はないと思います。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
13番	小池	経営移譲年金を貰うのに何歳までに経営移譲する必要があるのですか。
事務局	八板	65歳に達するまでに経営移譲しなければならないので、65歳誕生日2日前までに手続きが必要になります。
13番	小池	受給額は何年かすると減ってしまうのですか。
事務局	和氣	以前は経過的な給付体系でしたが、現在は老齢年金プラス上乗せ年金として、終身同じ年金額が貰える制度になっております。
13番	小池	分かりました。

議長	中山	他に質疑がなければ、採決に入ります。 議案第２号番号１番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	中山	全員挙手です。議案第２号番号１番は承認されました。 続きまして、議案第２号番号２番について事務局の説明を求めます。
事務局	八板	議案第２号番号２番について、朗読して説明する。 なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断します。
議長	中山	担当委員の説明を願います。
３番	関	先ほどの内容と同じですが、農業者年金を受給するものです。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
１３番	小池	同世帯で複数人が、経営移譲年金を受給できるのですか。
事務局	八板	受給は可能です。
１３番	小池	何故、譲受人の祖父が経営移譲した際に、名義を移さなかったのですか。
事務局	和氣	贈与ではなく、使用貸借により権利設定したため、今回の経営移譲では、使用収益権を返還して、後継者に再度、使用貸借による権利設定を行うものです。
議長	中山	異議もないようですので、採決に入ります。 議案第２号番号２番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第２号番号２番は原案どおり承認され

		ました。 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請（継続審議）について」、事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第3号番号1番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、農地の集团的広がりが約0.02haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、条件不利地で継続的な農業上の利用が困難である事、隣接農地への影響を鑑みて隣接農地から最低2m空地を設けたこと、隣接地の同意書が取れないため、相隣トラブルは自己責任において解決する旨の理由書も添付されておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
5番	七久保	案内図3-1をご覧ください。（申請の場所を説明する。） この案件は、先月の定例総会で継続審議であります。転用行為の必要性・土地の選定理由は、申請地は、南側の山林に面しているため日当たりが悪い上、水の便も悪く経費が掛かり、尚且つ、進入路が狭く大型化した農機具の進入はできなくなり、田としての管理が困難となった為、昭和54年頃より休耕田として野菜の作付けを行っておりました。申請者は、現在81歳と高齢であり、後継者は会社に勤めており、申請地を農地としての利用が困難となり、借り手を探しましたが条件不利地であるため、借り手は見つかりません。申請人は、農地法を理解しないまま、植林してしまいましたので、始末書が添付されております。土地利用計画は、クヌギの植林については、各々2m程度の間隔をあけて、全体で約140本の植林を予定しています。平成29年に60本を植林してしまいました。平成30年に約80本の植林を予定しています。雨水については自然浸透であります。隣接同意書は、10月2日の農業委員会議で承認するには、隣接地土地所有者同意書添付が必要です。同意が得られていない場合は、申請者の理由書添付が必要との結論でした。申請者から、その旨の理由書が添付されております。本日調査会で、申請地の再調査で現地確認において、日照影響を与える北側、クヌギ植栽一列抜いた痕跡があります。以上のことで、許可相当と判断します。よろしくご審議のほどお願いします。

議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第3号番号1番について承認する方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第3号1番については原案どおり承認されました。 次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。番号1番、事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第4号番号1番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、農地の集团的広がり約10ha以上の農地であり第1種農地と判断しますが、不許可の例外「農業用施設」に該当し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	中山	担当委員の説明を願います。
11番	見目	案内図4-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 申請地は、周囲を田・宅地に囲まれた土地です。申請内容は、自己所有農地の農業用倉庫を建てる転用案件です。転用行為の必要性は、父母の住宅も農業倉庫も老朽化しており現在の住宅に集約する計画です。土地選定理由は、申請地以外は、土地改良農地で転用できないため、この申請地を選定しました。土地利用計画は、木造の農業倉庫を1棟建築します。申請地は宅地より0.5mほど低いのでL字土留めを設置し宅地と同じ高さまで埋め立てします。西側農地への耕作するにあたり倉庫の南側を通して馬入れを設けます。倉庫には給排水は設けません。資金計画は、自己資金435万円で賄います。金融機関の残高証明書が添付されております。周辺農地への被害防除対策は、北側、東側に農地はなく周辺の農地は自己所有地であり、日照、通風に被害を及ぼすことはないと思います。土留めを設けるため土砂流出はありません。他の法令も対象になっておりません。本日現地調査を行いました問題ないと判断しております。以上のような状況で

		ございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。 議案第4号番号1番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第4号番号1番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」番号1番、事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第5号番号1番について朗読して説明する。
議長	中山	担当委員の説明を願います。
6番	石原	案内図6-4をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 次の議案第6号農地法第5条の許可申請で、詳細の説明申し上げますが、この案件は、事務局の説明どおりです。よろしくご審議お願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
13番	小池	この事業計画変更する前の、許可したのはいつですか。
事務局	柴山	昭和60年1月30日付けで、栃木県の許可が出ています。 許可の時効はないため、事業の途中であると判断します。
13番	小池	こんなに時間がたっているのに、事業の取消ではないのですか。
事務局	柴山	取消の条件に満たないので事業計画変更になります。

議長	中山	それでは、質疑もないようですので、採決に入ります。 議案第 5 号番号 1 番について承認される方、挙手願います。 【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第 5 号番号 1 番は原案どおり承認されました。
議長	中山	暫時休憩します。(1 5 時 1 0 分から 1 5 時 2 0 分)
議長	中山	再開します。議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題に供し、番号 1 番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第 6 号番号 1 番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、農地の集团的広がり約 1 0 h a 以上ですので、第 1 種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、土地の代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
1 9 番	舟本	案内図 6 - 1 をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 転用行為の必要性ですが、現在家族 7 人で暮らしておりますが、子供の成長に伴い部屋が狭く、今回の申請地は、両親の住宅とも隣接していて、土地も使用貸借できることになりました。土地利用計画は、建売住宅 1 棟、取水は、既存の井戸を利用します。生活雑排水及びし尿処理については、合併処理浄化槽を設置し、北側の排水路へ放流します。氏家土地改良区とは協議済です。資金計画につきましては、総事業費 5, 0 0 0 万円全額借入金で賄います。周辺農地への被害防除策は、申請地南側には畑がありますが、日照・通風には支障ありません。雨水処理は、砂利敷き及び芝張をし、敷地内自然浸透処理となります。本日現地調査を行いました但問題ないと判断しております。以上のような状況ですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。

		【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。 議案第6号番号1番について承認される方、挙手を願います。
		【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第6号番号1番は原案どおり承認されました。 続きまして議案第6号番号2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第6号番号2番について朗読して説明する。 なお、農地区分は都市計画法に基づく用途地域の指定を受けていますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	中山	担当委員の説明を願います。
10番	小菅	案内図6-2をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 申請者は、不動産の売買及び建築業を主体とする総合不動産業であり、さくら市においても建築住宅販売の実績があります。土地選定理由は、申請地は、近隣施設には小学校、大型スーパーまで、交通のアクセスも容易く、住宅需要の高い地域です。土地利用計画は、建物住宅3棟、宅地それぞれに車2台分の駐車場を確保します。給水・排水は、市上下水道に接続します。資金計画は、総事業費6,600万円を全額自己資金で賄います。金融機関の残高証明書が添付されております。周辺農地への被害防除対策は、外周コンクリートブロックにて区画界とし、近隣への影響がないと考えます。以上のような状況であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。

		議案第 6 号番号 2 番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第 6 号番号 2 番は、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第 6 号番号 3 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第 6 号番号 3 番について朗読して説明する。 なお、農地区分は都市計画法に基づく用途地域の指定を受けていますので、第 3 種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	中山	担当委員の説明を願います。
10 番	小菅	案内図 6－3 をご覧ください。（申請の場所を説明する。） 転用行為の必要性は、申請者は檀家の数も増えたため墓地を増やす計画に至りました。土地の選定理由は、隣接の土地所有者に相談したところ、協力を得られましたので、この土地に選定しました。土地利用計画によりますと、1 区画が約 4.5 m² の墓地を 13 区画配置します。給水・排水はありません。資金計画につきましては、総事業費 460 万円は、全額自己資金で賄います。周辺農地への被害防除対策は、申請地の南側宅地、西側墓地、北・東側に農地があります。雨水対策は、申請地が砂利敷きで傾斜地でないため敷地内自然浸透とします。また、高い建物はないので、日照、通風の影響はありませんので、問題ないと判断しております。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしく願います。
議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。 議案第 6 号番号 3 番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】

議長	中山	全員挙手ですので、議案第 6 号番号 3 番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第 6 号番号 4 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第 6 号番号 4 番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある 10ha 以上の農地ですので、第 1 種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
6 番	石原	案内図 6-4 をご覧ください。（申請地の場所を説明する。） 転用行為の必要性和土地の選定理由は、現在借家で生活しており、手狭なため持ち家が必要となってきたため、今回の申請に至りました。申請地は、親が所有する土地が最適な土地と判断しました。土地利用計画は、住宅 1 棟を建築し、駐車場 3 台分を確保するものであります。雨水の処理は、敷地内にて浸透処理します。資金計画につきましては、総事業費 2,700 万円は、全額借入金で賄い金融機関から融資証明書が添付されております。周辺農地への被害防除対策は、土地造成は整地のみで汚水等の排水は合併浄化槽により処理し市道側溝へ放流する計画です。隣接の土地には雨水等が流れ込む事のないよう対処します。本日調査したところ問題ないと判断しております。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。 議案第 6 号番号 4 番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】

議長	中山	全員挙手ですので、議案第 6 号番号 4 番は、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第 6 号番号 5 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第 6 号番号 5 番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、区画整理事業地域内にありますので、第 3 種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
18 番	小林	転用行為の必要性和土地の選定理由は、申請人は現在アパート家族 3 人で住んでおり、部屋が手狭になったため住宅を建築したいという内容です。土地は父が所有する区画整理地で住環境に優れておることと選定しました。土地利用計画は、住宅 1 棟を建築し、駐車スペース 3 台分確保します。給水・排水は、上水道、公共下水道に接続します。資金計画につきましては、総事業費 2,650 万円を、全額銀行融資で行います。金融機関の融資証明書が添付されております。周辺農地への被害防除対策は、住宅地域なので周辺への被害発生はありません。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。 議案第 6 号番号 5 番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第 6 号番号 5 番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第 6 号番号 6 番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第 6 号番号 6 番を朗読して説明する。

		なお、農地区分は、区画整理地域内ですので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	中山	担当委員の説明願います。
18番	小林	譲受人有限会社〇〇〇〇は、〇〇〇市に本店を置き、地域に密着した土地有効活用企画及び宅地分譲等を行っています。当社はこの場所で、若年勤労世帯に適した低価格の住宅を提供したいと考え、本件申請をする次第です。土地選定理由は、申請地は、国道・県道へのアクセスが良く、近隣には学校及び大型商業施設があることから、通勤・通学・生活等に大変便利である事、この転用による周辺農地への被害及び集団的農地を浸食する恐れが無いことから、一般住宅用地として最適地であると考え選定しました。土地利用計画は、一般住宅宅地分譲4区画計画しております。給水・排水は、上水道・公共下水道へ接続します。雨水は、敷地内自然浸透。資金計画は、総事業費2,400万円を全額自己資金で賄います。金融機関の残高証明書が添付されております。周辺農地への被害防除対策は、東・西側道路で、南西側の宅地との間には既設のコンクリートブロック擁壁があり、南東側の畑との高低差には若干の高低差があるものの、申請地側が低いことから、土砂等の流出はありません。よって、給排水管の接続のみを行い土地造成は行いませんが、この転用による周囲の農地・宅地への被害はありません。以上の状況であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第6号番号6番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	中山	全員挙手です。議案第6号番号6番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第6号番号7番について事務局の説明を求めます。

事務局	柴山	議案第 6 号 7 番について、朗読して説明する。 なお、農地区分は区画整理地域内ですので、第 3 種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
18 番	小林	譲受人有限会社〇〇〇〇は、〇〇〇市に本店を置き、地域に密着した土地有効活用企画及び宅地分譲等を行っています。当社はこの場所で、若年勤労世帯に適した低価格の宅地を提供したいと考え、本件申請をする次第です。土地の選定理由、申請地は国道・県道へのアクセスが良く、近隣には学校及び大型商業施設があることから、通勤・通学・生活等に変便利である事、また、この転用による周辺農地への被害及び集団的農地を浸食する恐れが無いことから、一般住宅用地として最適地であると考え選定しました。土地利用計画は、一般住宅用宅地分譲 8 区画計画しております。給水・排水は、上水道、公共下水道へ接続します。雨水は、敷地内自然浸透。資金計画は、総事業費 3,800 万円で、全額金融機関から借入です。融資証明書も添付されております。周辺農地への被害防除対策は、西側の宅地との間には既設の擁壁があり、東側の畑には若干の高低差がありますが、申請地側が低くなっています。また、南側は道路、北側は遊歩道に面していることから、土砂等の流出はありません。よって、給排水管の接続工事のみを行い土砂造成は行いませんが、この転用による周辺の農地・土地への被害はありません。以上の状況であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第 6 号番号 7 番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	中山	全員挙手です。議案第 6 号番号 7 番は原案どおり承認されました。

		つづきまして、議案第6号番号8番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第6号番号8番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、都市計画法に基づく用途地域の指定を受けていますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
13番	小池	案内図6－8をご覧ください。（申請地の場所を説明する。） 申請地周囲は、田・道路に囲まれた土地です。この申請は、有限会社〇〇〇電工が、売買により太陽光発電設備として転用する案件でございます。申請者有限会社〇〇〇電工は、〇〇県〇〇〇市に本社を置き、電気工作物設計及び太陽光発電事業を主に行っております。転用行為の必要性と土地選定理由、申請地は、都市計画法の用途地域指定を受けておる土地であり、日照や周辺環境が良く、計画上必要面積が確保することができるため選定しました。土地利用計画、太陽光パネル325枚を設置し、最大出力84.5Kw発電量、年間発電量は10,183Kwを確保するものです。施設周辺は、高さ1.8mのフェンスで囲み管理徹底を図ってまいります。施設内は整地して砂利を敷き、雨水は自然浸透で処理します。その他、取水、排水はありません。資金計画は、総事業費1,871万円は、全額自己資金で賄い、金融機関の残高証明書が添付されております。周辺農地への被害防止対策は、本日調査会で申請の内容を確認したうえ、現場を確認しましたが問題ないと判断しております。以上のような状況であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
19番	舟本	買い取り価格はいくらですか。
事務局	柴山	現在買い取り価格は、税抜27円です。
議長	中山	その他質疑がないようですので、採決に入ります。 議案第6号番号8番について承認される方、挙手を願います。

		【全員挙手】
議長	中山	全員挙手です。議案第6号番号8番は原案どおり承認されました。 次に、議案第7号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。
事務局	八板	この議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき市が定める農用地利用集積計画となります。 平成29年度第7号公告予定年月日は平成29年10月31日です。 計画の内容としては、利用権設定については、再設定1件、面積8,919㎡、移転2件、面積21,746㎡、新規7件、面積75,219㎡、うち農地中間管理機構への権利設定は2件、面積30,244㎡、合計105,884㎡です。さくら市全体の賃借の平均額は、15,600円、物納の平均値98kg。氏家地区の賃借の平均額は、15,600円、物納の平均値は98kg。喜連川地区の賃借はございませんでした。 いずれも1反当たりの数字となっております。以上です。
議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なし声以外ありませんので、採決に入ります。 議案第7号「農用地利用集積計画の決定について」承認される方、挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第7号は原案どおり承認されました。 次に、議案第8号「さくら市における農地等の利用の最適化の推進に関する意見書について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。
事務局	鈴木	平成30年度さくら市における農地等の利用の最適化の推進に関する意見書をご覧ください。 議案第8号について朗読する。

		予算編成に、各種施策の実施に当たり、関係機関と連携するようお願いする文言を付け加えました。 また、農地等の利用の最適化の推進、具体的には、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進が農業委員会の重点業務として明確化されたことに伴い、農業委員会と市長部局における役割分担や連携の仕組みについて整理する必要があることから、その問題提起を行うものであります。つきましては、農業者の代表機関として農業者の声を行政に届ける役割が重要であります。本日定例総会で、承認されましたら、早い日程で、市長はじめ市担当部局へ、会長と職務代理で提出させていただきます。
13番	小池	市当局へ予算に反映するようにお願いします。
議長	中山	では、このような内容で意見書を市長へ提出してよろしいでしょうか。挙手を願います。 【全員挙手】
議長	中山	全員挙手です。議案第8号さくら市における農地等の利用の最適化の推進に関する意見書を市長へ提出させていただきます。続きまして、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1から6番、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から5番はお目通しをお願いします。
議長	中山	本日の議題はすべて終了しました。以上を持ちまして、さくら市農業委員会10月定例総会を閉会いたします。 (午後4時07分閉会)